

平成 30 年度市町村課研修生卒業研究報告書

## NPO法人への寄附の促進に向けて

市町村課税政グループ 北野 貴裕

平成 31 年 (2019 年) 3 月

## 目 次

はじめに	1
<b>第1章 NPO法人の役割</b>	
1. NPO法人の活動	2
2. NPO法人の財政基盤	5
<b>第2章 寄附金控除制度の沿革及び基本的な考え方</b>	
1. 制度の成り立ち	9
2. 地方税法の規定（第314条の7）	12
<b>第3章 条例の指定状況と寄附金の関連性</b>	
1. 全国及び大阪府内市町村の状況	14
2. 条例の指定状況と寄附金の関連性の分析	16
3. NPO法人への寄附金増加による効果	18
<b>第4章 条例指定の手法</b>	
1. 条例指定の手順及び条例案作成における留意事項	19
2. 条例指定要件の紹介	22
おわりに	25
参考文献等一覧	26

## はじめに

昨今、全国的にふるさと納税の人気の高まってきている。ふるさと納税は、自治体へ寄附を行った場合に、所得税・住民税から寄附額の一部が控除される制度であり、これを寄附金税額控除という。ふるさと納税の拡大の背景には豪華な返礼品があるのは間違いないが、一方で、被災地への支援がふるさと納税の枠組みを用いて行われるなど、欧米に比べ寄附文化が育っていないと言われる日本にも、寄附による支援という意識が浸透しつつあることも理由の一つとして挙げられる。

ところで近年、自治体だけでなくNPO法人への寄附についても控除の対象となり、その要件として、寄附者の住所地の自治体の条例で、当該NPO法人を指定する必要があるとされた。しかし大阪府内において、条例指定を行っていない市町村もあるため、寄附者が恩恵を受けにくい状況が見受けられる。

NPO法人は社会に有益な活動を行っているが、資金難により継続的な活動が難しいという問題を抱えている。寄附による支援という意識が浸透しつつある今だからこそ、条例指定によるNPO法人への寄附の促進を目指すことができる。

そこで本論文では、NPO法人への寄附の促進に向けた、自治体における条例指定について、データ等を用いながら解説を行い、効果や指定方法等を中心に論じていく。

## 〈本稿の狙い〉

NPO法人に係る寄附金税額控除の条例指定について、現在の状況やその効果、指定手続き等を具体的に示すことで、自治体で条例指定を検討する際の参考資料となることを目的とする。

さらに、寄附金税額控除制度の税制改正の経緯や基本的な考え方を整理することで、自治体職員が事務をする際の参考資料となることを目的とする。

## 〈論文の構成〉

まず、第1章において、NPO法人の活動について事例の紹介を交えつつ説明し、NPO法人の財政基盤の不安定さと寄附金の重要性について述べる。第2章では、寄附金税額控除制度に関する根拠規定について整理する。

次に第3章において、寄附金税額控除に係る自治体の条例の指定状況と寄附金の関連性、NPO法人への寄附金増加による効果について分析を行い、第4章において、自治体で条例を指定する際の基本的な手順や留意事項、条例制定事例の紹介を行う。

なお、文中における意見部分については、筆者の私見であることを申し添えておく。

## 第1章 NPO法人の役割

この章では、まず1においてNPO法人の活動内容について事例を挙げつつ述べることでNPO法人の重要性について説明し、次に2においてNPO法人の財政基盤の不安定さと寄附金の重要性についてアンケート結果等を示しつつ述べる。

### 1. NPO法人の活動

#### (1) NPO法人とは

まず始めに、「NPO」とは「Non-Profit Organization」の略称で、「非営利組織」のことを指し、営利を目的としない組織のことである。つまり、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。そのため、収益を目的とする事業を行うことはあるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなる。

この内、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて、法人格を取得した法人は「特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）」となる。

さらにNPO法人の内、同法に基づき一定の基準を満たすものとして都道府県知事等の所轄庁の「認定」を受けた法人は「認定特定非営利活動法人（以下、「認定NPO法人」という。）」となる。認定NPO法人になると、寄附をした人や認定NPO法人自身が税制上の優遇措置を受けることができるようになる。

NPO法人は、平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されて以降、全国各地で設立されており、平成29年度末時点で51,871団体（内、認定NPO法人は1,066団体）となっている。

#### (2) NPO法人の活動事例

NPO法人の活動の重要性を説明するため、大阪府内における公益性が高く様々な分野の活動として次のような事例を紹介する。

##### a. 病児保育で子育て支援（A法人）

保育園において、子どもが熱を出した場合等は、親は迎えに行かなくてはならないが、仕事をしている親にとっては大変な負担になる。そのためA法人では、軽度な発病時に、その子どもを預かる「病児保育」を実施している。

この病児保育サービスを利用するためには、子ども一人につき月額約8,000円程度が必

要となるが、特にひとり親家庭ではこの負担が難しい家庭が多い。そのためA法人では、ひとり親家庭については月額1,000円の負担で病児保育サービスを利用できるようにし、残りの約7,000円程度を寄附により賄う取組を行っている。しかしながら、寄附金収入にも限りがあり、この取組を利用できない家庭も未だ多くあるため、A法人では、寄附による支援の輪をより広げていきたい、としている。

#### b. 地域住民主体の豊かな街づくり（B法人）

B法人は、近年その地域において若い子育て世代の転入や里帰りが増えた事に伴い、地域住民自らが主体となって豊かな街づくりを目標に、地域の特性を生かしながらずっと働き続けられるような地域社会実現を視野に活動を推進してきた。

B法人では幅広い事業を行っており、例えば防災・防犯分野では、毎日の下校中の子どもたちの見守りや、小中学生を対象とした子ども防災リーダー養成講座の実施、町会単位で勉強会を行い災害マップやマニュアルの作成等を行っている。他にも、地域福祉や文化教育、体育による青少年の健全育成、環境美化等、様々な分野で活動を行い、地域の活性化のための取組を進めている。

#### c. 公共施設の指定管理（C法人）

C法人は、主に子どものための教室や公演会、イベント等の活動を行っている団体である。財政難であった自治体において、行政改革の一環として、公共施設の指定管理の委託が開始され、このC法人が受託することとなった。

当該施設は主に児童用であり、C法人への指定管理として委託される以前は、職員2名非常勤職員1名の体制で運営されている、比較的小規模な施設であった。

委託前は、当該施設に係る歳出として、物件費と人件費を合わせ約3,500万円程度となっていたが、委託後は、自治体がC法人に支払った金額は約2,000万円程度となった。このような財政縮減が出来た主な理由としては、事業を行うにあたり職員主導ではなくボランティア主導のものも多いため人件費の削減となることや、利用者や地域の人々からの寄附等によるものである。

さらに、財政縮減がなされた結果、事業規模も縮小されたのではなく、逆に委託前よりも事業数が増加され、積極的に事業展開が実施された結果、当該施設への来館者は増加した。このように次々と事業を企画・実施できるのは、子どもの問題に深い関心や専門知識を持つC法人が運営しているためと考えられる。

### (3) NPO法人の果たす役割

(2) で述べた事例のように、NPO法人は様々な場面で活躍している。

近年の日本社会においては、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や介護・福祉など多岐にわたる課題が山積している。このような状況において、行政は課題解決に向けて取り組んでいるが、住民への公平なサービスの提供が前提であり、税金の減少等に伴う財政状況の悪化による職員の減少や行政サービスの低下は避けられず、住民の需要に全て応えることは難しいのが実情である。

さらに今後は、かつてない人口減少・高齢化の時代を迎えることが確実であり、現在のままの行財政運営を継続することは極めて困難になる可能性が高い。

しかし、NPO法人等の民間団体であれば公平性や効率性の観点にとらわれず、行政の手が届かないような地域の人々の多様な需要に合ったサービスを供給することができるため、近年はNPO法人等が活躍する機会が多くなっている。

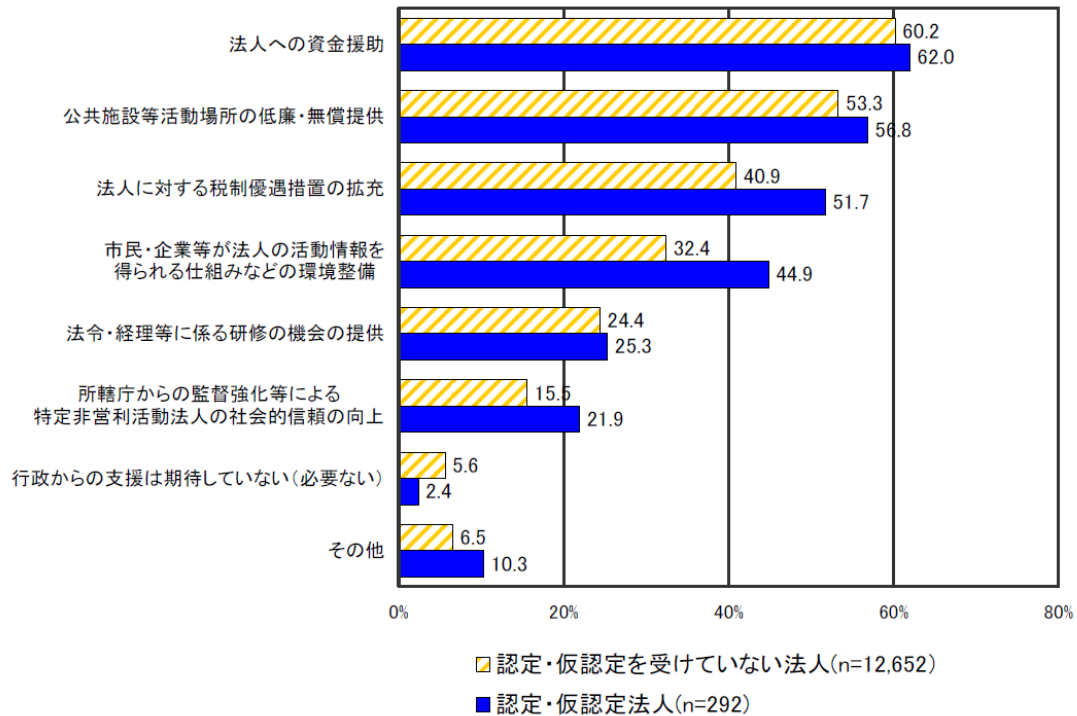
このような状況において、地域福祉サービス等を行うNPO法人の果たす役割は大きくなっており、現代社会において無くてはならない存在になりつつあると考えられる。

## 2. NPO法人の財政基盤

### (1) NPO法人の財政に関する調査結果

平成25年12月に公表された内閣府調査「平成25年 特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果報告書によると、NPO法人が必要と考える行政による環境整備について、「法人への資金援助」とする回答が最も多く、認定・仮認定NPO法人で62.0%、それ以外のNPO法人で60.2%（複数回答）となっている。（表1）

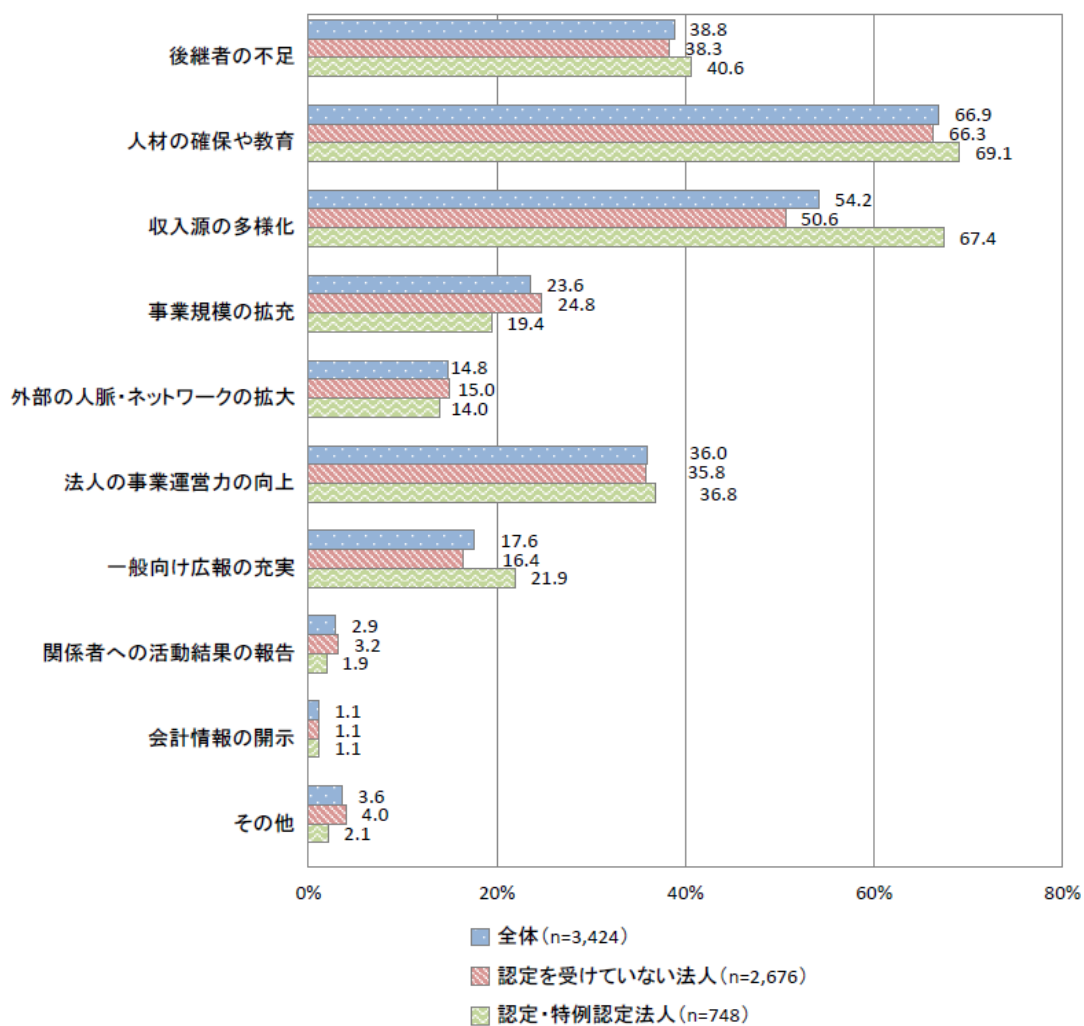
【表1】NPO法人が必要と考える行政による環境整備



出典：内閣府「平成25年 特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果報告書から抜粋

同じく、平成30年3月に公表された内閣府調査「平成29年 特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果報告書によると、NPO法人が抱える課題について、「収入源の多様化」が54.2%（複数回答）となっており、「人材の確保や教育」に次いで高い割合となっている。（表2）

【表2】NPO法人が抱える課題

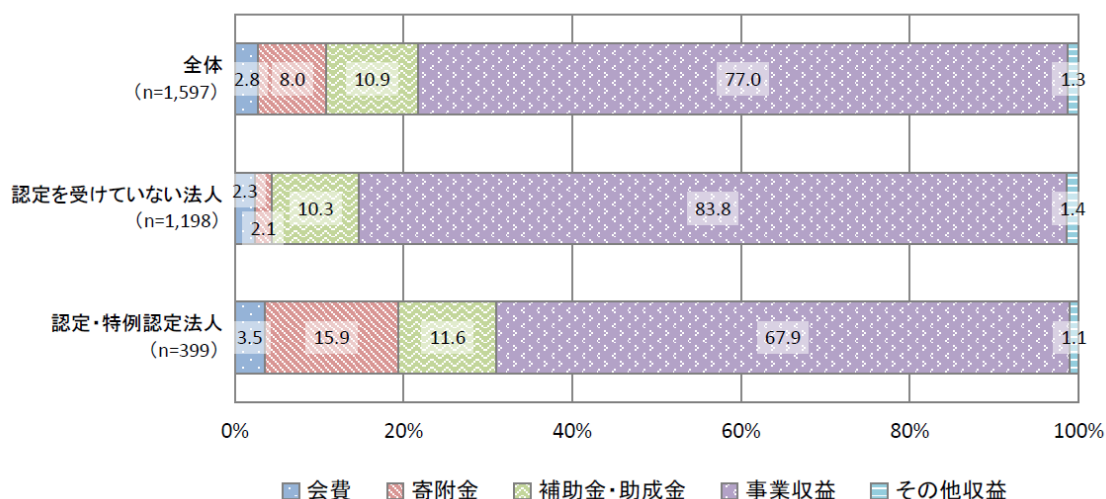


出典：内閣府「平成29年 特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果報告書から抜粋



また、同調査によると、NPO法人の収益の内訳について、「事業収益」が77.0%、次いで「補助金・助成金」が10.9%、「寄附金」が8.0%、会費が2.8%という順になっている。（表3）

【表3】NPO法人の収益の内訳



出典：内閣府「平成29年 特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果報告書から抜粋

## （2）寄附金の重要性

表1及び表2から、NPO法人は財政基盤に不安を抱えている現状があると考えられる。次に、表3によるとNPO法人の活動が寄附金で支えられている割合は少ないことが分かる。

「事業収益」については、活動のための重要な収入源であることがわかるが、例えば行政や民間からの委託事業の場合は、長年にわたり委託事業を継続できる保証も無いため、必ずしも安定的な財源とは言えない。「補助金・助成金」についても、補助金は国や自治体から公益の増進やNPOの発展・促進を目的に交付されるものであり、また助成金は民間の基金や財団等から特定の事業や活動のサポートを目的に提供されるものであり、どちらも審査を通過しなければならないため、継続して受給するのは困難な場合がある。

「寄附金」についても継続性が無い点については他と同様であるが、例えば寄附金の用途及び活用状況を積極的に社会に発信する等の工夫を行い、NPO法人の活動に対する信頼性を高めることで、活動内容に共感した支援者からの寄附金をより増加させることが可能である。

そこで、NPO法人への寄附を行政が促進する取組の一つとして、寄附金控除制度がある。詳しい制度内容については、次の第2章において述べるが、個人がNPO法人へ寄附を行った場合、所得税や住民税の控除を受けることが出来る仕組みである。これにより、地域の人々がNPO法人への寄附をしやすくなり、自分たちへの地域福祉サービス等の充実を図ることができるようになる。

よって、NPO法人の活動を将来にわたって持続可能なものにしていくためには、「寄附金」を受け入れるための行政及びNPO法人の積極的な取組が一つの方策だと思われる。

## 第2章 寄附金控除制度の沿革及び基本的な考え方

この章では、地方税法に規定されている寄附金税額控除制度について、1において寄附金税額控除制度の創設趣旨や改正内容を述べ、次に2において地方税法上の規定の内容を述べる。

### 1. 制度の成り立ち

#### (1) 寄附金控除制度の創設

寄附金控除制度は、所得税において昭和37年に設けられたものである。その趣旨としては、公益目的の事業や施設の整備充実等については、民間の寄附金に期待している場合が多いこと等の理由により、税制上、公益の増進に寄与する寄附について奨励することとされている。

一方、地方税である個人住民税については、長年、極めて慎重な姿勢が取られており、寄附金控除の仕組みは設けられていなかった。その理由としては、個人住民税が「地域社会の会費」であり広く負担を分任するという性格であることを踏まえてのことである。個人の行う特定の団体への寄附が必ずしもその地域と直接関係がなく、また寄附金を受領する団体の事業実施地と寄附金控除を行うこととなる納税地の自治体とが地域的に異なる場合があることから、相互の応益関係が必ずしも認められないとされていた。

しかしながら、それぞれの地域において公益の増進を図るためには、単に公費に依存するのではなく自主的な民間の活動により解決していくことも必要であると考えられ、特に本格的な高齢化社会の到来を迎え、自らの地域福祉の増進を地域住民の手で行うことの意義が高まってきた。

上記の観点から、平成元年度税政改正において、個人住民税について、納税義務者の住所地の都道府県共同募金会に対して10万円を超える寄附を行った場合を対象に、控除制度が創設された。

共同募金会に対する寄附についてのみ控除を認めた理由としては、共同募金会は寄附金の募集を行うことを目的として各都道府県に設置された法人であり、共同募金の配分先も当該都道府県内の社会福祉を目的とする事業を営むものに限っており、業務の公益性や、寄附と受益の地域的な応益関係が認められると考えられたためである。

その後、平成4年度に住所地の日本赤十字社支部、平成6年度に全ての都道府県・市区町村に対する寄附金が対象に加えられた。

## (2) 認定NPO法人に対する寄附金税額控除

平成20年度税制改正において、寄附金控除の適用対象に、「認定NPO法人の内、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したもの」を追加することとされた。この改正が行われた背景としては、第1章において述べたように、NPO法人等による地域に密着した民間公益活動の重要性が高まってきており、そのため我が国の寄附文化の醸成を図る必要があったためである。

「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」（平成17年6月、政府税制調査会内「基礎問題小委員会及び非営利法人課税ワーキング・グループ合同会議」作成）において示された個人住民税における寄附金税制のあり方を要約すると次のとおりである。

- ・近年、寄附を促進する必要性が指摘されている。非営利法人等の中には、自治体の施策と関連が深く、また、地域に密着した活動を行うものが増えてきている。国が一律に個人住民税の寄附金税額控除の対象を定めることについては地方分権の観点からも慎重であるべきである。
- ・地方税である個人住民税の性格にあった寄附金税額控除の仕組みは、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっていることも踏まえながら、基本的に条例などにより自治体によって独自に構築されるべきである。その際、控除を行う自治体と寄附金による当該地域との受益との対応関係や、自治体の自主性、市町村・納税者の事務負担などにも留意する必要がある。

当該報告を踏まえた上で、平成19年11月20日にとりまとめられた政府税制調査会答申においては、次のように述べている。

「地域に密着した民間の非営利活動の促進は、地方公共団体の行政サービスの協働という観点からも重要な課題であり、後述する新たな公益法人制度の導入等も踏まえ、個人住民税における寄附金税制のあり方について検討することが必要である。その際、『地域社会の会費』としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきと考えられる。」

### (3) 認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金税額控除

平成23年度税制改正において、「新しい公共（※）」によって支え合う社会の実現に向けて、NPO法人をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援することとされた。

それに伴い、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金控除の対象とすることができるようになった。

(※)「新しい公共」とは、NPO法人等の行政以外の者が主体となって公共サービスを提供するという考え方をいう。

## 2. 地方税法の規定（第 314 条の 7）

### （1）寄附金税額控除の概要

個人住民税の税額の算出においては、多数の税額控除の制度が設けられている。税額控除とは、税額の計算過程において算出された額から一定の額を差し引くものであり、二重課税等の調整を目的とするもの（調整控除、配当控除、外国税額控除）と、政策的な減税のためのもの（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除）がある。

この内、寄附金税額控除とは、個人住民税所得割の納税義務者が前年中に、自治体や特定の団体に対し寄附金を支出した場合には、当該寄付金額に応じた額を所得割額から控除する制度であり、地方税法（以下、「法」という。）において以下のとおり規定されている。なお、道府県民税については、法第 37 条の 2 に同様の条文が規定されている。

#### 地方税法

##### （寄附金税額控除）

**第三一四条の七** 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

条文の1号については、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る規定であり、現在は特例により、その他の2号～4号よりも控除額が大きくなっている。この特例がいわゆる「ふるさと納税制度」である。2号については住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金に係る規定である。そして、3号については認定NPO法人や学校法人、社会福祉法人等（以下、「3号指定法人」という。）に対する寄附金、4号については認定NPO法人以外のNPO法人（以下、「4号指定法人」という。）に対する寄附金に係る規定である。

## （2）NPO法人に対する寄附金税額控除

以下では、市町村民税と都道府県民税は同内容となるため、市町村民税のみ記載する。

### a. 寄附金の範囲

法第314条の7第1項第3号・第4号の内容は次のとおりである。

- ・ 所得税の控除適用対象となるNPO法人（認定NPO法人）への寄附金の内、地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、市町村の条例により指定されたものに限る。（法第314条の7第1項第3号）
- ・ 上記の認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金の内、地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、市町村の条例により指定されたものに限る。（法第314条の7第1項第4号）

3号・4号とも「地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、市町村の条例により指定したもの」に限り寄附金税額控除が適用されることとしている。これは、前記1（2）で述べたとおり、「地域社会の会費」である個人市町村民税の性格を踏まえると、控除を行う市町村と寄附金による当該地域の受益との関係等を市町村が自主的に判断し、対象となるNPO法人を定めることが望ましいとされたためである。

なお、市町村と道府県はそれぞれ条例指定が出来ることとなっている。よって、例えば同一のNPO法人に道府県は指定を行い、市町村は指定を行わないというケースが生じうる。個人住民税は、道府県民税と市町村民税とを合わせて市町村が徴収しているが、上記のケースでは道府県民税のみ寄附金税額控除を適用するということに注意が必要である。

### b. 控除額の計算方法

控除額の計算方法（法第314条の7第1項）は次のとおりである。

控除額＝（支出した寄附金の額（総所得金額等の30%が限度）－2千円）×6%※

※都道府県税の場合は4%となる。

※指定都市に住所を有する場合は8%（都道府県税は2%）となる。

### 第3章 条例の指定状況と寄附金の関連性

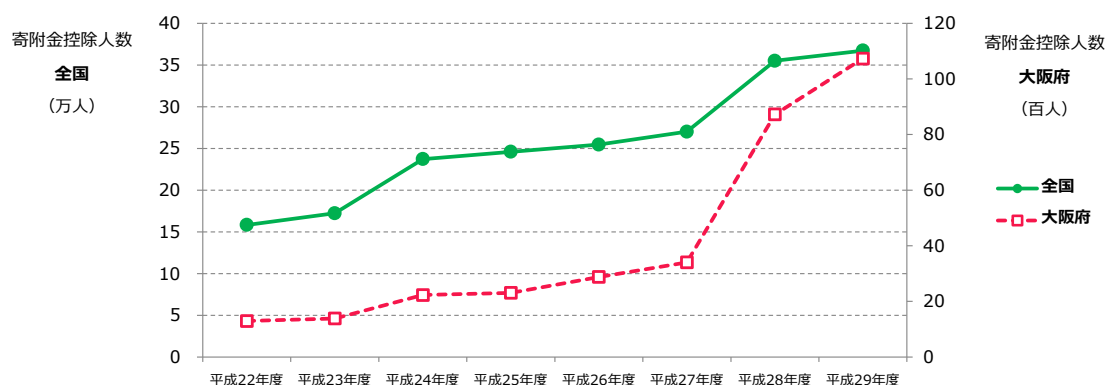
この章では、NPO法人への寄附金に係る条例指定の効果により寄附金の増加促進を図ることが出来るかを調べ、さらに寄附金が増加することによりどのような効果があるかについて説明する。そのため1において全国及び大阪府内市町村における寄附金税額控除の指定状況をグラフ等により説明し、2においてその指定状況と寄附金の関連性を分析する。さらに3においてNPO法人への寄附金が増加することによる効果を述べる。

なお、この章で取り上げる数値は、NPO法人のみではなく、第2章2（1）において説明した法第314条の7第1項第3号に規定される学校法人や社会福祉法人等も含む数値である。また、大阪府内市町村においては、4号指定法人の条例指定を行っていない（平成30年6月現在）ため、3号指定法人のみの数値となる。

#### 1. 全国及び大阪府内市町村の状況

表4は、全国及び大阪府内市町村における、3・4号指定法人への寄附を行い、寄附金税額控除の適用を受けた人数（以下、「寄附金控除人数」という。）の合計をそれぞれグラフで表したものである。どちらも継続して増加していることから、近年の寄附文化の醸成を図るための税制改正により、寄附を行うという意識が根付いてきているのが分かる。また、ここ数年ふるさと納税の人気の高まっていることにより、これまで「寄附」というものに抵抗を感じていた人にとって、寄附による支援のハードルを下げているものと思われる。

【表4】全国及び大阪府内市町村における、3・4号指定法人に係る寄附金控除人数



出典：総務省「市町村税課税状況等の調」から作成

(注) 平成24年度以降、調査内容が変更されているため、平成22年度及び平成23年度については、同一人物が地方公共団体又は日本赤十字社と、3・4号指定法人の両方に寄附している場合、3・4号指定法人への寄附金控除人数に含まれない。また、寄附金控除人数は市町村民税及び道府県民税の延べ人数となる。



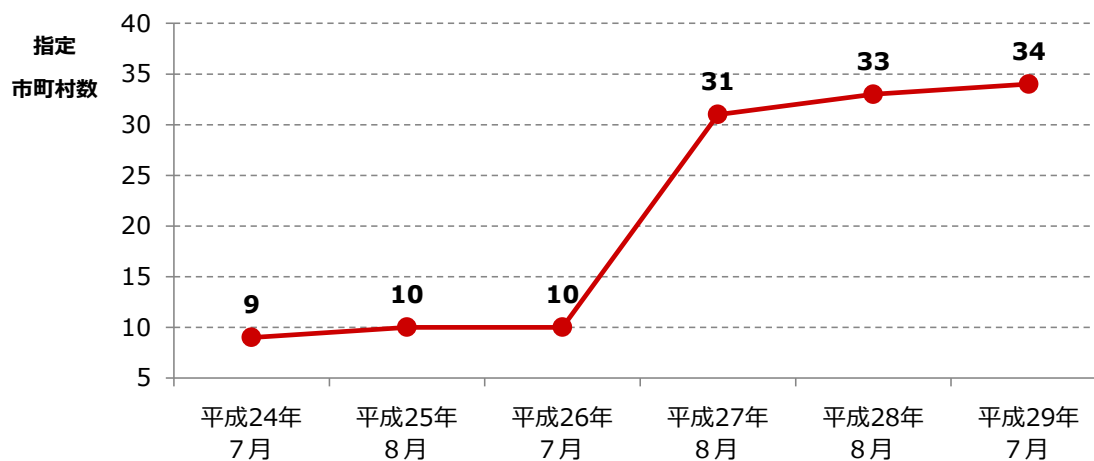
表5は、大阪府内市町村（全43市町村）の内、寄附金税額控除に係る3号指定法人の条例指定を行っている市町村数を年別にグラフで表したものである。

平成24年7月時点では9団体だったものが、平成29年7月時点では34団体まで増加している。

特に、平成26年8月から平成27年8月の間に急激に増加し、大阪府内全体の約4分の3の市町村が条例指定を行ったことから、3号指定法人への支援の機運が高まったことがわかる。なおこの間の平成27年1月1日には、大阪府においても3号指定法人を指定する条例が施行されている。

また、先述したとおり大阪府内市町村においては、4号指定法人の条例指定を行っていない（平成30年6月現在）。

【表5】大阪府内市町村における、3号指定法人の条例指定市町村数



出典：大阪府「賦課事務に関する調査の取りまとめ結果」から作成

(注) 条例指定市町村数は、調査時点（各年7月または8月時点）の数値となる。

## 2. 条例の指定状況と寄附金の関連性の分析

表6は、大阪府内のある市について、3号指定法人数の増減と、翌年度の寄附金控除人数の増減の状況の比較を示した表である。

寄附金税額控除は、寄附を行った年の翌年に適用されるため、ある年の指定法人数とその翌年の寄附金控除人数を比較している。これを見ると、平成24年度から平成28年度までの5年間で、指定法人数が2倍程度に増加し、それに伴い翌年度の寄附金控除人数も2倍程度に増加していることが分かる。

【表6】大阪府内のA市における、3号指定法人数増減及び翌年度寄附金控除人数増減の状況比較

		H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
A 市	指定法人数	42	57	67	83	94	93
	寄附金控除人数	523	487	623	569	1,082	1,018

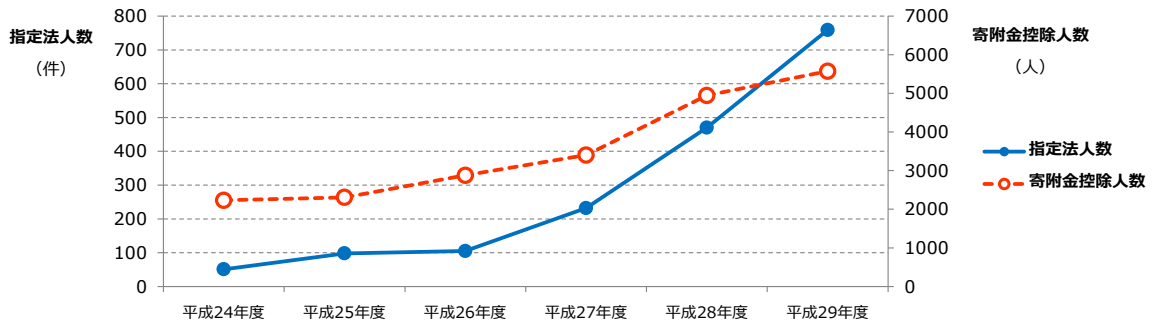
注: 表内には、指定法人数から寄附金控除人数への変換を示す矢印と、増減の割合が記載されています。  
 指定法人数: 42 (H24) → 94 (H28) = +52 (約2.2倍)  
 寄附金控除人数: 523 (H24) → 1,018 (H29) = +531 (約2.1倍)

出典：大阪府「賦課事務に関する調査の取りまとめ結果」及び  
 総務省「市町村税課税状況等の調」から作成

表7は、大阪府内市町村が条例指定を行った3号指定法人数及び当該法人への寄附を行った人数の合計をそれぞれグラフで表したものである。

指定法人数が継続して増加しており、これらの増加に応じて翌年の寄附金控除人数が増加しているという関連性があると思われる。

【表7】大阪府内市町村における、3号指定法人数及び当該法人への寄附金控除人数



出典：大阪府「賦課事務に関する調査の取りまとめ結果」及び  
総務省「市町村税課税状況等の調」から作成

表6及び表7を分析した結果、全体的に見ると、3号指定法人数の増加に比例して、寄附金控除人数も増加している。このことから、NPO法人等への寄附を増加させるためには、自治体における条例指定数の増加という手段が効果的であることが分かる。

### 3. NPO法人への寄附金増加による効果

第1章1(3)で述べたとおり、行政が今後も行財政運営を維持していくことが課題となっており、そのためにはNPO法人等との連携や支援が必要不可欠となる。そして、有効な方策として、自治体におけるNPO法人への寄附金税額控除の条例指定があることは、ここまで述べたとおりである。

一方、NPO法人への寄附金について寄附金税額控除を行うということはその分の税金が自治体の収入から減ってしまうということである。つまり、寄附額が増えれば増えるほど、自治体の税収入が減ってしまうのである。

しかし、多様化が進む社会において、引き続き、住民の満足のいくサービスを提供しようとすると、公平な行政サービスを前提とする行政は、より多くの財源が必要となる。

例えば、第1章1(2)cの公共施設の指定管理において事例紹介をしたC法人の場合では、指定管理の委託がなされた公共施設において、人件費が大幅に縮減されたが、子どもの問題に深い関心や専門知識を持つ職員やボランティアが事業の企画・実施をしたため、積極的な事業展開が可能となり、サービスの質が向上した。さらに、当該事業に賛同する利用者や地域の人々からC法人への寄附により、より幅広い事業展開が可能となり、利用者へのサービスの内容が拡大すると思われる。

行政ではなくNPO法人が行う活動の方が、サービスの質や内容とも、より充実することが出来る場合がある。

自治体が条例指定をすると税収入が減ってしまうのは事実であるが、NPO法人等の財政基盤を固め、活動を支援することは、行政にとっても将来的にはそれ以上のメリットがあると考える。また、寄附文化が定着すれば、自らが好ましく思うNPO法人に寄附を行うことでその法人が活動を拡大する、というようにお金の使い道を一人ひとりが自ら考え、選択することができるようになる。

寄附文化の充実は、地域で福祉活動等を行うNPO法人等への強い追い風となり、サービスを受ける地域住民への恩恵も多大なものとなるであろう。

## 第4章 条例指定の手法

これまで述べたように、NPO法人への寄附者に対し、寄附金税額控除を適用させるためには、自治体において条例指定を行う必要がある。この章では、条例指定を初めて行う担当者の参考となるよう、1において条例指定の手順と条例案作成における留意事項について説明し、2において自治体の条例で実際にどのような規定を置いているかについて紹介する。

### 1. 条例指定の手順及び条例案作成における留意事項

#### (1) 条例指定の手順

まず、条例指定を行うためには、自治体において様々な事務を行う必要があるが、一般的な事務の流れは以下のとおりである。(表8)

【表8】条例指定までの一般的な事務の流れ

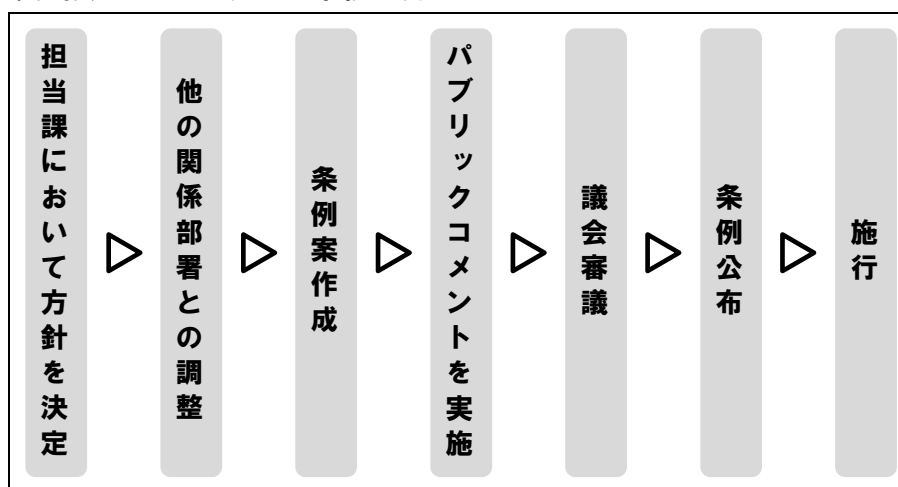


表8の過程の中で、最も事務の負担が大きいと思われるのは、「他の関係部署との調整」である。特に3号指定法人については前述のとおり、認定NPO法人だけでなく学校法人、社会福祉法人等の多くの法人が対象となり得る。これらの法人はそれぞれ別の部局が所管していることが多いと思われるため、それぞれの所管課が納得する形で調整する必要があり、また場合によっては法人側の意見を聞く必要が生じることも考えられ、多くの時間を要する。よって、事務が円滑に進むよう、当初の段階で関係者を洗い出し、具体的な事務スケジュールを作成しておくべきである。

## (2) 条例案作成における留意事項

条例案を作成する際には、次に述べる点に留意し、取り組む必要がある。

### a. 規定の定め方

まず条例案の作成をするにあたっての検討を要する点として、規定をどこに定めるか、ということが挙げられる。基本的には規定を条例で定めるものとなるが、さらに詳しい内容を規則で定めることや、税条例以外の条例を別に置くことも可能である。

### b. 個別法人の指定方法

実際にNPO法人の条例指定をする際、個別法人を指定し広く住民に周知することとなるが、大きく分けて2つの方法がある。1つは、条例で指定要件を定め、併せて指定した個別法人名も条例に記載する方法である。この場合、指定する度に条例改正を行う必要がある。もう1つは、条例で指定要件を定め、指定した個別法人名は当該自治体のホームページ等で告示する方法である。この場合は、条例改正を行う必要がなく、事務の軽減をすることが出来る。

### c. 課税要件明確主義

税条例特有の考え方の一つに**課税要件明確主義**がある。この課税要件明確主義とは、法律又はその委任を受けた政令・省令が定める課税要件や地方税（及び租税）の賦課徴収に関する手続きは、出来る限り明確で一義的でなければならないとする原則である。本来、税に限らず条例（及び法律）の条文は明確でなければならないが、特に税においては、納税者にとって経済的負担となる課税に係るものとなるため、このような原則が強く要請される。条例指定の場合においても賦課徴収に係る規定となるため、その要件・手続き等については上記の点に留意し、条例案を作成すべきである。

### d. 4号指定法人に係る条例指定の要件

3号指定法人（認定NPO法人等）に係る条例指定と比較して、4号指定法人（認定NPO法人以外のNPO法人）に係る条例指定を行う際には、事務の負担が大きくなる。なぜなら、認定NPO法人であれば特定非営利活動促進法に基づき、認定を受ける際に事業活動の内容が適切であるか等の一定の要件を満たす必要があるが、認定NPO法人以外のNPO法人であればそれらのチェックが行われていないため、寄附金税額控除を適用する

ことが適当であるかを判断するために、条例で詳細な手続きを定めなければならないからである。そのため、多くの自治体においては、4号指定法人に係る条例指定について、認定NPO法人となるための要件を利用して、これを一部緩和したり独自の基準を追加する等した基準を満たす必要があることを、条例で定めている。

## 2. 条例指定要件の紹介

上記1において条例指定の手順を紹介したが、指定するNPO法人の具体的な要件については、第2章でも述べたとおり、法において「住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの」とされており、各自治体でそれぞれ定めている。そこで、大阪府内市町村及び各都道府県の条例が定めている要件について調査し、次のとおり整理した（条例は全て、平成30年12月現在のもの。）。

なお、大阪府内市町村においては、認定NPO法人を含む3号指定法人のみを条例指定しているため、認定NPO法人のみに係る要件を挙げていることをご留意いただきたい。また、【】内の団体数は、大阪府内市町村において、各要件を条例で定めている団体数となる。

### （1）大阪府指定NPO法人であること【15団体】

大阪府の条例で指定しているNPO法人を同様に指定するものである。なお、大阪府は3・4号指定法人について条例指定をしているが、大阪府内市町村は3号指定法人のみについて条例指定をしている。

このような要件を定めておくと、当該市町村において細かな審査を必要とせず、大阪府が指定したNPO法人については、自動的に当該市町村においても指定となる。しかし一方で当該市町村において、「住民の福祉の増進に寄与する寄附金」であるかの判断が出来ない可能性があるため、併せて次の（2）以降の要件を定めておくほうがよいと思われる。

なお、大阪府における指定の要件は以下のとおりである。（大阪府地方税法第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金に関する条例第2条）

- ・ 府内に事務所又は事務所を有すること
- ・ 府内において、法人その他の団体の主たる目的である業務を現に行っていること
- ・ 府税の滞納がないこと
- ・ 暴力団密接関係者でないこと
- ・ 寄附金の指定が取り消され、その取消の日から5年を経過しないものでないこと

#### 【条例（例）】

法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条に規定する指定寄附金とする。



## (2) 市町村内に事務所又は事業所があるNPO法人であること【26 団体】

個人住民税が「地域社会の会費」であること等の理由により、寄附金税額控除の仕組みは長い間設けられていなかった。そのため、寄附金税額控除制度が創設された際も、法において「住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの」と規定された。よって、控除を行う市町村と寄附金による当該地域との受益関係を確認するために定めている要件となる。多くの都道府県においても、条例で当該要件が規定されている。

### 【条例（例）】

市（町・村）内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であること

なお、当該要件を満たした法人への寄附金であっても、それのみで当該市町村との受益関係があると判断するのではなく、他の要件を定める等により実態を確認し、当該市町村の住民の福祉の増進に寄与していることを判断出来るよう留意すべきである。例えば、自治体において次のような要件が併せて規定されている場合がある。

### 【条例（例）】

・市（町・村）に受益があるものとして市（町・村）長が指定したものに限る  
・市（町・村）内で当該法人の主たる目的である業務を現に行っており、かつ、継続して行うことが確実であること

## (3) 市町村民税の滞納がないこと【2 団体】

NPO法人が認定を受け、認定NPO法人となるための要件の中で、欠格事由の一つとして、「国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人」と定められている。認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年間となっており、当該要件を定めておくと、その間に市町村が条例指定を行う際、再度滞納の有無を確認することができる。当該要件が規定された理由としては、滞納がある（税の納付という義務を果たしていない。）にもかかわらず、税額控除による恩恵を与えるべきではないという趣旨があると思われる。

### 【条例（例）】

市（町・村）税の滞納がない法人又は団体に対する寄附金であること

以上に述べた条例指定の要件を参考に、その自治体の実態に応じた条例制定を検討して

いただきたい。

なお、ここまで認定NPO法人についてのみの条例制定事例の紹介を行ったが、3号指定法人として学校法人や社会福祉法人等に対する寄附金の条例指定も多くの都道府県及び市町村において行われていることを申し添える。

また、4号指定法人に係る条例指定の要件については、内閣府のNPOホームページに掲載されている「条例指定の基準のおおまかなパターン」に全国の状況が詳しく示されているため、当該資料の参照をお願いしたい。

## おわりに

本論文ではNPO法人に係る寄附金税額控除の条例指定について、現在の状況やその効果、指定手続き等を具体的に示したものである。なお、代表的な事例について紹介しているが、各項目でも述べているように、各自治体の実態を考慮して判断する必要がある旨、ご留意いただきたい。

近年の日本社会で様々な課題が山積している状況においてNPO法人の活躍が大きくなってきており、そのNPO法人を行政が支援する一つの方策が寄附金税額控除制度である。自治体においては寄附金税額控除制度の条例指定を活用し、NPO法人への寄附金の増加促進に向けた取組を行っていただきたいと思う。

本論文が自治体職員において、NPO法人に対する寄附金税額控除の条例指定を検討する上での一助となることを期待する。

〔参考文献等一覧〕

- ◆ 石田 祐、奥山 尚子（2012年）『地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究』（財全労済協会）
- ◆ 碓井 光明（1979年）『条例研究叢書9 地方税条例』（株学陽書房）
- ◆ 奥野 信宏、栗田 卓也（2010年）『新しい公共を担う人びと』（株岩波書店）
- ◆ 柏木 宏（2007年）『指定管理者制度とNPO 事例研究と指定獲得へのマネジメント』（株明石書店）
- ◆ 田口 一博（2005年）『一番やさしい自治体政策法務の本』（株学陽書房）
- ◆ 林 仲宣「地方分権時代の租税法理論～地方税における“租税法”の解釈と適用～2 租税法主義」月刊『税』（2002年5月号）
- ◆ 逸見 幸司（2018年）『平成30年度版 図解 地方税』（財大蔵財務協会）
- ◆ 株時事通信社（2018年）「ビギナーのための 再入門 個人住民税 No75、76」『税務経理』（2018年5月25日第9682号～2018年6月8日第9685号）
- ◆ 市町村税務研究会（2018年）『平成30年度版 要説住民税』（株ぎょうせい）